

千早赤阪村 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2021

1・目的

千早赤阪村耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、千早赤阪村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2・位置付け

アクションプログラムは、村耐震改修促進計画に基づき策定する。（アクションプログラムは、村耐震改修計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

3・取組内容・目標・実績

		令和3年度取組内容	令和3年度目標
計画		<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii)住宅の補強設計費、耐震改修費に対する一部補助を実施。 iii)住宅の除却工事費に対する一部補助を実施。 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地区・自治会が開催する自主防災訓練に参加し、リーフレットを配布するなど周知を実施予定。 ➢ 固定資産税納税通知書に、住宅耐震補助制度、空き家に関することを記載したDMを送付予定。 ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進 ➢ 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施 iii)改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ※ ➢ 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施 ※ <p>※府と協力し、府内全域で実施する。</p> <p>IV)一般への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震改修の必要性の周知を実施 ➢ 住民を対象に説明会・セミナーを年1回以上実施 ➢ リーフレットによる制度概要等の周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅に対する耐震診断費補助戸数：3戸 ➢ 住宅に対する補強設計費、耐震改修工事費補助戸数：1戸 ➢ 住宅に対する除却工事費補助戸数：2戸
			<p>前年度までの実績</p> <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 除却工事費補助戸数：1戸 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ブロック塀撤去工事費：1件
			<p>前年度(令和2年度)の課題</p> <p>今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</p>
自己評価		<p>前年度(2年度)の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 固定資産税納税通知と一緒にDM送付（全戸） ➢ 広報紙（年3回）、ホームページ等での補助制度の周知（通年） ➢ 耐震パネル展を実施し、過去の地震被害や耐震グッズの紹介による意識啓発（11月～12月） 	<p>改善策</p> <p>防災イベント等における地区会・自治会と連携した普及啓発や、補助制度周知DMの送付など、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。</p>